

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 法第二条第一項の政令で定める疾病を、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚とすること。

(第一条関係)

二 法第六条第一項（第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間を、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚について、それぞれ五年とすること。

(第二条関係)

三 この政令は、平成二十二年七月一日から施行すること。

(附則第一条)

四 所要の経過措置を定めること。

(附則第二条)